仕様書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、下記の範囲内とすること。また、回収ボックスを併せて設置するものとし、その面積は下記の範囲内とすること。

【自動販売機】

〇（幅）110cm ×（奥行）85cm ×（高さ）185cm

【回収ボックス】

〇（幅）60cm ×（奥行）55cm ×（高さ）100cm

（２）環境対策

消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。また、ノンフロン冷媒又は低ＧＷＰ冷媒を採用した機種とすること。

（３）販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶、瓶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。また、設置する施設の意向を可能な限り反映すること。

（４）販売価格

希望小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容器

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

（3）自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 貸付期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）とし、期間の更新は行わない。

4 貸付料の納入

貸付料は、当該年度分を四半期ごとに納入するものとする。

5 加算料金

設置者において自販機に電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、当該施設の電力契約に基づき計算した額を、施設管理者が定める期日及び方法により納入する。

6 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに、賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数量及び売上金額）を報告すること。

7 費用負担

（１）自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

（２）電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。なお、設置にあたっては、帯広市の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して帯広市の指定する日までに返還しなければならない。

9 自販機設置に伴う事故

帯広市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

（１）帯広市の責に帰することが明らかな場合を除き、帯広市はその責を負わない。

（２）設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

この仕様書に定められていない事項については、その都度帯広市と設置者の間で別途協議するものとする。